

別表（第2条関係）

3歳未満児が特定教育・保育(保育に限る。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けたときの保育料徴収金額

(単位：円/月)

階層	階層区分	3号認定（月額）		
		0・1・2歳児		
		保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護世帯		0	0
第2	市町村民税非課税世帯	1 ひとり親世帯等		0
		2 その他	9,000	9,000
第3	市町村民税所得割課税額 48,600円 未満	1 ひとり親世帯等	9,000	9,000
		2 その他	19,500	19,300
第4A	市町村民税所得割課税額 57,700円 未満	1 ひとり親世帯等	9,000	9,000
		2 その他	23,000	22,800
第4B	市町村民税所得割課税額 77,101円 未満	1 ひとり親世帯等	9,000	9,000
		2 その他	26,500	26,200
第4C	市町村民税所得割課税額 97,000円 未満	1 ひとり親世帯等	9,000	9,000
		2 その他	30,000	29,600
第5A	市町村民税所得割課税額 133,000円 未満	1 ひとり親世帯等	18,750	18,500
		2 その他	37,500	37,000
第5B	市町村民税所得割課税額 169,000円 未満	1 ひとり親世帯等	22,250	21,950
		2 その他	44,500	43,900
第6A	市町村民税所得割課税額 235,000円 未満	1 ひとり親世帯等	26,500	26,000
		2 その他	53,000	52,000
第6B	市町村民税所得割課税額 301,000円 未満	1 ひとり親世帯等	30,500	30,050
		2 その他	61,000	60,100
第7	市町村民税所得割課税額 397,000円 未満	1 ひとり親世帯等	36,000	35,250
		2 その他	72,000	70,500
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円 以上	1 ひとり親世帯等	41,900	40,900
		2 その他	83,800	81,800

※1 第2-2階層、第3-2階層、第4A-2階層に該当する世帯については、最年長の子どもから順に2人目は上記の金額の半額、3人目以降は0円とする。

※2 第4B-2階層以降の階層については、保育所等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の金額の半額、3人目以降は0円とする。

※3 第3-1階層、第4A-1階層、第4B-1階層に該当する世帯については、第2子以降は0円とする。

備考

- この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給給付受給世帯をいう。
- この表において、「ひとり親世帯等」とは、(1)から(7)までのいずれかに該当する者が属する世帯をいう。
  - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者（子ども・子育て支援法施行令第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）
  - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院していない者（以下「在宅障害児」という。）に限る。）
  - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
  - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
  - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）
  - 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅障害児に限る。）
  - その他生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- この表において「保護標準時間認定」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定を、「保育短時間認定」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。
- この表における子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。
- 生計を一にする世帯に属する子どもが支給認定子どものみである場合の保育料の額は、第1子（当該支給認定子どものうち、最年長の者をいう。この項において同じ。）についてはこの表に掲げる額的全額とし、第2子（当該支給認定子どものうち、第1子を除き最年長の者をいう。この項において同じ。）についてはこの表に掲げる額の2分の1に相当する額（100円未満の端数は切り捨てる。）とし、第3子（当該支給認定子どものうち、第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。
- 生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び次に該当する子どもがいる場合（保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けた支給認定子どもに係る保育料の額を決定する場合にあつては、第1号を除く。）の保育料の額は、これらの者のうち最年長のもの（この項において「第1子」という。）が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額的全額とし、第1子を除き最年長の者（この項において「第2子」という。）が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1に相当する額（100円未満の端数は切り捨てる。）とし、第3子（第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。
  - 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学校又は児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設通所部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（第3学年の終わりまでに満9歳に達する子どもに限る。）
  - 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども。
  - 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
  - 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
  - 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども
- 前2項の規定にかかわらず、支給認定保護者に監護される者その他これに準ずるものとして政令に定めるものであつて、支給認定保護者と生計を一にする者が2人以上いる場合においては、年齢に関わらず多子計算の算定対象とする。第1子についてはこの表に掲げる額とし、第2子についてはこの表に掲げる額の2分の1に相当する額（100円未満は切り捨てる。）とし、第3子については0円とする。ただし、世帯の市町村民税所得割合算額が、教育認定子どもについて77,101円未満、保育認定子どもについて57,700円未満である場合に限る。
- 前3項の規定にかかわらず、ひとり親世帯等であつて、世帯の市町村民税所得割合算額が、教育認定子ども及び保育認定子どもについて77,101円未満である場合については、第2子以降を0円とする。
- 月途中入退所(園)に伴う保育料については、以下の算定により日割りとする。ただし、第1号については、開所(園)日数が20日を超える場合は20日とし、第2号については、開所(園)日数が25日を超える場合は25日とし、10円未満の端数は切り捨てる。
  - 教育認定子ども又は特別利用教育を受けた保育認定子どもの場合
    - 月途中入所(園) 保育料の額×当該月の月途中入所(園)日からの開所(園)日数÷20日
    - 月途中退園・所 保育料の額×当該月の月途中退所(園)日の前日までの開所(園)日数÷20日
  - 保育認定子ども
    - 月途中入所(園) 保育料の額×当該月の月途中入所(園)日からの開所(園)日数÷25日
    - 月途中退所(園) 保育料の額×当該月の月途中退所(園)日の前日までの開所(園)日数÷25日